

令和4年第2回平取町議会定例会（開会午前9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。只今より、令和4年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、8番鈴木議員と9番高山議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。このことについては、3月3日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長に報告願います。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

本日招集されました令和4年第2回平取町議会定例会の議会運営につきましては、3月3日開催いたしました議会運営委員会において協議をいたしまして、会期につきましては、3月9日本日より18日までの10日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月9日から3月18日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和3年12月分、令和4年1月分の出納検査の結果報告、また地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。

次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありますので、その写しもお手元に配付しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。令和2年度平取町教育委員会の活動状況に関する点検、評価報告書が提出されましたので、あわせてお手元に配付しております。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。1、要望経過報告について説明を求めます。町長。

町長

要望経過について報告をいたします。要望項目は水田活用の直接支払交付金見直しに対する要望でございます。農林水産省は昨年12月、地域農業の実情を十分に把握していない中、唐突に水田活用交付金の見直し方針を決定してございます。これにより特に飼料作物への転換を進めてきた当町では、今後の営農や地域農業の振興に大きな影響を与えることが予想されることから、当町の直接

支払交付金見直しによる具体的な現状を訴え、生産現場の意見が反映される国の対応などについて、町としての要望を行ったところでございます。要望先は、第9区選挙区選出衆議院議員、堀井学氏、山岡達丸氏ほか道内選出の国会議員でございます。要望月日は3月7日、町長名でコロナ禍ということもあり、郵送で行っておりますけれども、第9区選挙区代議士につきましては、直接電話にて、この内容に対して訴えているというところでございます。行政報告は以上でございます。

議長

2、平取町教育行政に関する報告について説明願います。教育長。

教育長

令和3年12月定例議会以降における諸般の教育行政について報告をいたします。1点目、町内小中学校の状況についてであります。12月20日に中学校、24日に小学校の終業式が行われ冬休みに入っております。年が明けて1月12日から14日までの2泊3日で、町内小学校6年生15名と引率5名が、友好提携をしております兵庫県南あわじ市を訪れ、本場の人形浄瑠璃を体験したり、南あわじ市の小学校を訪問して交流をしてきております。コロナの第6波感染拡大が起きるギリギリのタイミングで行くことが出来ました。出発前と帰ってから参加児童及び引率者は、全員PCR検査を受け陰性でございました。また交流中の感染予防に十分注意をしながら実施をしたところでございます。子どもたちにとっても非常に有意義な心に残るものとなり、今後も交流を継続していきたいと考えております。冬休み中は事故等もなく、1月14日に中学校、18日に小学校の始業式が行われております。北海道での新型コロナウイルスによる感染の拡大により、1月27日から2月20日まで、北海道全域に対するまん延防止等重点措置がとられ、それに伴い、学校活動、部活動、少年団活動については、原則、町内ののみの活動とし、スキー学習などについては延期または中止するよう通知したところでございます。授業についても、管理衛生マニュアルに基づいた対応をとるよう指示しております。その後も感染拡大が収まらず、2度にわたり重点措置が延長され、3月21日までとなっており、各学校にも制限等を延長するよう通知しているところでございます。

2月22日は、前日から降り続いている雪が大雪となり、登下校の際に児童生徒の安全が確保出来ないとの判断から、町内小中学校を臨時休校としております。1月中旬からは私立高校等の入学試験が始まり、3月3日、4日には公立高等学校の一般入試が行われたところでございます。3月に入り、各学校では卒業生を送る会などが実施され、3月15日には中学校で、3月18日から各小学校で順次卒業式が行われますが、時間短縮や参加者の制限などをしながら実施をするよう指示しているところでございます。

次に、2点目の令和3年度全国体力運動能力、運動習慣と調査結果についてでございます。資料1になります。本調査については、令和2年度はコロナウイルス感染症により実施されず、今回2年ぶりの実施となっております。児童生

徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育、健康に関する改善と指導を図るものとなっており、平取町では小学校5校の5年生43名、中学校2校の2年生42名、合計85名を対象として実施いたしました。調査内容につきましては、体格調査と実技調査及びアンケート調査となっており、実技調査につきましては、小中学校ともに、握力、反復横跳び、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの8種目となっております。またアンケート調査につきましては、運動習慣等に関するものとなっております。まず小学生の調査結果となりますが、体格につきましては、身長では男子が平均で139.21センチ、全国とほぼ同様、女子も平均で140.74センチと全国とほぼ同様となっております。体重は男子で平均36.26キロ、全国より1キロほど重い状況であります。また女子では、平均で36.48キロ、全国より1.5キロ重くなっているというような状況でございます。次に体力運動能力面では、体力合計点で、男子児童においては51.71ポイントで、全国平均より1.4ポイント低くなっていますけれども、8種目中5種目で全国平均を上回っている状況でございました。女子児童につきましては、体力合計点で54.95ポイントとなっており、全国平均を若干上回っております。8種目中4種目で全国平均を上回り、特にソフトボール投げでは、全国を大きく上回っている状況でございます。全体としては男女とも柔軟性、走力が弱く、握力、ソフトボール投げなど筋力は優れている状況となっております。次に運動習慣等の調査結果ですが、男子も女子も運動することは好きで、体育の授業は楽しいとする回答が90%近くなっております。またあなたにとって運動やスポーツは大切なものですかとの問い合わせに、大切、やや大切と答えた児童は、男子で88.2%、女子では96.2%となっております。続いて中学生における調査結果ですが、体格では、男子が平均で身長160.26センチ、ほぼ全国平均、女子も154.01センチでほぼ全国平均となっております。体重では、男子が49.09キロでほぼ全国平均、女子は46.54キロで全国平均より若干軽くなっているというような状況でございます。次に体力運動能力面では、体力合計点で、男子生徒女子生徒とともに全国平均を下回っておりますけれども、女子は全道を若干上回っているというような状況でございます。男子生徒は8種目中7種目、女子生徒5種目において、全国平均以下となっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果につきましては、運動が好きですかとの問い合わせに、男子は78.3%が好き、女子は79%が運動が好きと回答をしております。また運動、スポーツは大切なものですかとの問い合わせに、男子は78.2%、女子は89.5%が大切と考えているところでございます。中学校2年生につきましては、昨年、一昨年とコロナウイルスの関係でなかなかスポーツが思う様に出来ない状況が続いていたというような状況もありまして、その点、全国平均をかなり下回っている状況が平取町では出ているというふうに判断しております。以上、調査結果の概要について説明しましたが、今回、特に中学校2年生の体力運動能力に低い結果が出ている状況であり、

教育委員会としましては、本結果を踏まえた上で、児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取組について、各学校が主体性を持って実施し、その環境づくりに努めて参りたいと思っております。

次に3点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてでございます。資料2になります。北海道教育委員会が年2回行っております調査の中で、最近のものとして、昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますが、町内小中学校、児童生徒359名の回答状況となっております。まず4月から嫌な思いをしたことはあるかとの問い合わせに対して、あると答えたのは54件。内訳として小学校が53件、中学校が1件であり、内容としては複数回答も含め冷やかし、からかい、悪口が22件。仲間外れ、無視が13件。軽くぶつ、遊ぶふりで叩くが15件。酷くぶつ、叩く、蹴るが15件。お金や持ち物を隠すいたずらが3件。恥ずかしいことや危険なことの強要が4件。その他が10件となっております。前回6月の調査におきましては、嫌な思いをしたことがあるかの設問に対し46件でありましたので、数字としては8件の増となっております。これらの嫌な思いをしたと回答したものにつきまして、11月調査時点においても、引き続き嫌な思いをしているとの回答については23件がありました。これをもとに学校として関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小中学校ともに無いということになっております。教育委員会としましては、些細なことから、重大な事案になることもありますので、学校では注意深く、子どもたちの関係や状況を見守るとともに、いじめは絶対に許されない行為であるということを、児童生徒に指導していくよう各校長に指示をしております。またスクールカウンセラーに各学校に訪問してもらい、子どもたちの悩みや相談を受けながら、子ども同士の関係性を把握するとともに、保護者とも連携しながら、いじめ防止に向けた取組を進めているところでございます。

続いて、4点目の体罰に関する実態把握調査結果についてであります。これまで全国また北海道内におきましても、数多くの体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取組を推進しているにも関わらず、依然としてなくならないことは大変憂慮される状況と言えます。北海道教育委員会は、令和3年度におきましても、体罰に関する実態把握等、事故防止の周知徹底を図ることを目的として、教職員、小学校は保護者、中学校は生徒及び保護者に対して調査を実施したものとなっております。平取町分に関わる調査につきましては、今年1月、小中学校7校の教員、小学校では保護者、中学校では生徒及び保護者に対してアンケート調査票の配布を行い、回収については調査票、またはウェブで行っております。また回答内容の点検確認作業を終えたところでございます。回答状況につきましては、全ての教員72名については、いずれも体罰行為はないとするものでございました。また生徒及び保護者からの回答につきましては、生徒自身、子どもが体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがあるか、聞いたことがあるか

とする質問に対し、保護者1件からあるとのアンケート回答がありました。それを受け、教育委員会では保護者、児童、校長、当該教員から状況等について聞き取り調査を行い、その結果、体罰案件ではなかったということを確認しております。今後とも各学校においては、体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても、体罰は許されないとする共通認識を教職員間であることの徹底に努めてまいります。

次に、5点目の令和3年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告申し上げます。資料4になります。本年度における教育奨励表彰につきましては、1月28日開催の教育委員会において、被表彰者の決定をし、去る2月18日に表彰授与式を実施したところでございます。被表彰者につきましては、文化芸術奨励3個人、スポーツ奨励4個人、社会教育奨励2団体となっております。被表彰者に係る事績内容等については、別記に記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最後になります。6点目の公営塾平取義経塾の実施状況報告であります。資料5になります。2月1日現在の数字でありますけれども、受講者数は中高校生合わせて134名。内訳として、平取中学校生徒99名のうち83名、83.8%、振内中学校生徒23名中15名で65.2%、平取高校生徒59名中36名で61.0%となっており、対象生徒181名に対して74.0%の受講率となっております。中学生については週2コマ、高校生については制限なしとして受講できるものとして実施をしております。今年度、平取高校から国公立合格ということで、釧路公立大学、名寄市立大学に合格している生徒がおります。今年度は、臨時休校等もなく、年間通しての開講となりました。また毎月2回振内会場、これは振内支所の2階でございますけれども、そこで開講したところでございます。振内地区の中学生、高校生の通塾の大変さを補うということで実施をしてきております。昨年5月から今年2月まで合計21回、延べ205名が受講したところでございます。平取町の子どもたち、それぞれの夢の実現に向けて、町として学習支援をしているところでございますので、ご理解をよろしくお願いします。以上、昨年12月の議会定例会からこれまでの主な教育行政に係る報告とさせていただきます。

議長

以上で、行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、教育長の任命についてを議題とします。本議案は同意案件ですので、庄野教育長の退席を求めます。

それでは提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育長の任命についてご説明申し上げます。平取町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任命する方は、住所沙流郡平取町本町177番地22、氏名庄野剛、生年月日昭和31年12月

21日、65歳でございます。次のページをお開きください。経歴概要でございます。昭和55年3月、国士館大学を卒業。55年4月に平取町役場に採用となり、教育委員会文化財課長、産業課長などを経て、平成28年4月から教育長となり、現在に至っております。この6年間、生涯学習の推進、小中学校生徒の学力向上や環境整備、平取高校及び平取養護学校の存続問題等に取り組む姿勢は大いに評価できるところであります。さらに当町の教育各施設の推進にあたり、その才能を十分に発揮してもらうことを期待しまして、再び任命の同意を求めるものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、教育長の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。3ページの議案第2号をお開きください。改正理由につきましては、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、未就学児に係る国保税の均等割を軽減することとされたことから、令和4年度分から6歳までの未就学児に係る均等割額の2分の1を軽減するものです。議案書の3ページから6ページは改正条文ですが、ご説明については、新旧対照表によりさせていただきますので、7ページをご覧願います。右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案となります。第3条の見出しから第22条第1項第3号までの改正につきましては、法律や政令改正に合わせた改正及び規定の整備でございます。11ページ下段の第22条第2項で、未就学児の被保険者均等割額の軽減について規定を新設するものでございます。国民健康保険税は被保険者均等割、世帯別平等割、所得割から成っておりますが、その内、就学前の子どもにかかる均等割について、5割を公費負担により軽減するものです。低所得者に係る保険料軽減制度の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割を5割軽減いたします。12ページをお開き願います。第1号では基礎課税額、いわゆる医療分の均等割額に係る規定で、未就学児1人についてイの7割軽減世帯についての記載になりますが、2880円。ロの5割軽減世帯については4800円。ハの2割軽減世帯は7680円。ニ

の軽減の適用がない世帯については9600円の軽減額となります。第2号は後期高齢者支援金に係る均等割に係る規定で、未就学児1人についてイの7割軽減適用世帯が900円。ロの5割軽減世帯が1500円。ハの2割軽減世帯が2400円。二の軽減の適用がない世帯が3000円の軽減額となります。低所得者に係る軽減制度の適用がない場合については、医療分と後期分を合わせますと1万2600円の軽減額となります。なお、軽減相当額は、国2分の1、北海道4分の1、平取町4分の1として公費で負担することになっております。第22条の2から終りの附則第13項までの改正につきましては、引用条文の改正に合わせた規定の整備ですので、ご説明を省略させていただきます。5ページをご覧願います。下段の附則についてですが、第1項は施行期日についてのこと、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、未就学児に係る被保険者均等割額を軽減する内容とその関連する条文の整理につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。第2項は、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとする規定でございます。以上が本議案の内容となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書22ページをお開き願います。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。23ページをお開き願います。職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。前段、今回的人事院勧告に伴う給与改定案を説明する前に、給与法の経緯についてご説明いたします。人事院は、令和3年8月10日に国会及び内閣に対し、民間との支給割合の均衡を図るため、国家公務員のボーナスを年間0.15ヶ月引き下げる勧告を実施しましたが、国は、新型コロナ対応の経済対策など、政府全体の取組との関係を

見極める必要があるなどの理由から、令和3年12月期末手当の支給月数の引下げを見送り、当該引下げ相当分については、令和4年6月、期末手当で調整する方針が同年11月24日に閣議決定されました。例年であれば、給与法などの関連法案を11月の国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日以前に改正、施行されることから、当町におきましても、11月の臨時会に給与改定案を提出しているところですが、今回はその提案を見送ったところでございます。このたび国は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会に提出されたことから、本定例会に給与改定案を提出するものであります。

それでは今回の改正内容についてご説明申し上げますので、本日お配りしました資料をご覧願います。この表の左側が令和3年度における人事院勧告の内容でありまして、右側が町の措置方針となっております。それでは左側の人事院勧告の内容からご説明いたします。令和3年の人事院勧告は、令和3年8月10日に実施され、民間給与との格差については、月例給ではマイナス19円となり、民間給与との格差が極めて小さく、給料表の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないものであります。また、ボーナスについては、民間が4.32か月に対し、公務員は4.45か月となり、民間との支給割合に0.13か月の格差が生じていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現行の4.45か月を4.3か月に改正し、年間0.15か月支給月数を引き下げるものであります。これによりまして、令和3年の12月の期末手当については、1.275か月から1.125か月に引下げて支給するものであります。先ほどご説明したとおり、給与法の改正が支給基準日である12月1日までに成立しなかったことから、12月の期末手当を現行の支給月数で支給し、令和3年の人事院勧告による引下げ相当額については、令和4年6月の期末手当で調整するものであります。なお、再任用職員については、年間支給月数を2.35か月から2.25か月に、また、会計年度任用職員についても2.55か月から2.4か月にそれぞれ引き下げるものであります。

次に、町の措置方針としましては、今日は、従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度についても同様に措置する方針であります。今回の改正理由については、例年のような多段階方式をとる必要はなく、単純に、現行の支給割合100分の127.5を100分の120に、また読替規定につきましても100分の72.5を100分の67.5に、それぞれ改正するものであります。続きまして23ページをお開き願います。この条例の執行期日ですが、附則としまして、第1条で、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条は、令和3年の人事院勧告による引下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額することができる特例措置を定めたものであります。また、第3条では、規則への委任を定めたものであります。以上、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ

いたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番松澤議員。

10番 松澤議員 先ほど課長の説明の中で、令和4年の2月1日にこの法案が閣議決定しまして提出されたことからというご説明だったのですけれども、現在審議中ということで、まだ法案が国会で採決されてない状態で、このことを出してきたというのは、なぜかということを知りたいのと、あと、このことに関して、職員組合との交渉で合意に至っているかどうかということを2点お聞きします。

議長 総務課長。

総務課長 今回の提案理由につきましては、人事院勧告を尊重し、国の基準どおり期末手当を0.15か月引き下げるものであります、あくまでも本条例の施行につきましては、公布の日から施行するということで考えておりまして、そういう意味も含めて今、本定例会に提案したものでございます。また、組合との意見交換でございますが、これにつきましては、組合交渉の中で、本来12月の期末手当を0.15か月引き下げるところ、引下げ前の率で支給しておりますので、令和4年の6月の期末手当から引下げ相当額を調整する旨は、組合交渉を通してご説明はしております。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。2番木村議員。

2番 木村議員 これは民間と公務員との給料の格差があるということで、見直しということになっていますけれども、最後のほうに、再任用職員と会計年度職員の部分があるのですけれど、そこも下げるということになっていますよね。これ実際、僕の知る限りは、公務員というか一般職の人とは全然かけ離れた給料に拝見するのですけれども、これを入れなければならない、ここも下げなければならない理由というのをちょっと聞かせていただきたい。

議長 総務課長。

総務課長 再任用職員と会計年度任用職員につきましても、国の基準どおり、国も引下げをしておりますので、国の仕方に準じて今回引下げをしているところでございます。

議長 ほかになければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書26ページをお開き願います。平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。27ページをお開き願います。平取町長等の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由については、令和3年的人事院勧告により、一般職の期末手当が年間0.15か月引下げられたことから、特別職におきましても一般職同様、期末手当の支給月数を0.15か月引き下げるものであります。それでは、今回の改正理由について、失礼しました。今回の改正内容についてご説明申し上げますので、28ページの新旧対照表をご覧願います。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正案となり、下線の箇所を改正するものであります。第4条第2項第1号中において100分の180を100分の177.5に、また第2号中の100分の190を100分の177.5にそれぞれ改め、一般職同様、年間支給月数を0.15か月引き下げるものであります。続きまして、27ページをお開き願います。なお、附則としまして、第1条で、この条例は公布の日から施行するものとし、また、第2条では、今回の引下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額することができる特例措置を定めたものであります。以上、議案第4号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書29ページをお開き願います。平取職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。30ページをお開き願います。平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由については、令和3年6月9日に公布された育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、労働者の出産育児による離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等の両立ができるようにするため、育児休業を取得しやすい雇用環境整備などの所要の改正を行うものであります。それでは今回の改正内容についてご説明申し上げますので、本日お配りしました資料をご覧願います。今回の改正の1つは、育児休業の取得要件の緩和であります。これまで非常勤職員における育児休業については、引き続き在職した期間が1年以上の職員を対象にしておりましたが、この取得要件を廃止することにより、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から育児休業が取得できるようにするものであります。2つ目は、妊娠または出産等の申出があった場合の措置であります。これは、職員またはその配偶者が妊娠し、または出産した旨の申出があった場合は、当該職員に対し、育児休業に関する制度の周知及び取得意向を確認するための面談の実施などを任命権者に義務づけるものであります。また、職員が妊娠等の申出をしたことの理由として、解雇その他不利益な取扱いを禁止するものであります。3つ目は、勤務環境の整備に関する措置であります。これは、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するため、職員に対する研修または相談体制の整備などを、任命権者に義務づけるものであります。なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。以上、議案第5号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書34ページをお開き願います。平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。35ページをお開き願います。平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由については、看護師の夜間看護体制は、現在、看護配置基準に基づき、一日当たり3名の看護師が従事しておりますが、夜間の救急搬送業務に備えるため、自宅等において看護師1名を無償で待機させている状況であります。しかし、待機する職員については、身体的精神的にも負担が多く、また拘束時間も長いことから、今回、待機を命ぜられた職員に対し、待機手当を支給することができるようになります。それでは、今回の改正内容についてご説明申し上げますので、36ページの新旧対照表をご覧願います。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正案となり、下線のか所を改正するものであります。今回の内容については、第7条に新たに第2項を追加して、待機を命ぜられた日が平日の場合は、1待機につき1000円を支給し、また、週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日の場合は500円を加算して1500円を支給するものであります。35ページにお戻り願います。なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。以上、議案第6号、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第6号、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第7号、平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第7号、平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申

し上げますので、37ページをお開き願います。平取町営牧野管理条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正する理由につきましては、昨年10月26日に開催しました議会全員協議会による現地視察及び11月19日に開催しました産業厚生常任委員会においてお諮りしている内容であります。12月町議会定例会において予算補正をし、町特産品であるびらとり和牛の生産振興並びに町有牧野の新たな生産体制を構築するため、平取町字紫雲古津で和牛生産を営む農家より、規模縮小に伴い、町営牧野事業用地として施設及び当該施設用地を取得することとしました。このたび、1月31日をもって町への権利移譲が完了いたしましたので、町営牧野の事業財産に当該施設及び用地を加えるものであります。また、今回一部改正に伴い、町営牧野の事業財産を確認したところ、既に処分している施設や用途区分を変更している施設が判明いたしました。本来であれば、事が起きたときに条例を改正しなければならないところであります。改正をしておりませんでした。大変申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないように確認していきますので、今回、財産の取得及び財産の整理、見直しについて、条例の一部を改正しようとするものであります。それでは改正内容をご説明いたしますので、40ページの新旧対照表をご覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。今回、下線のか所を改正するものであります。第2条の牧野の位置及び面積を記している表中に、紫雲古津の施設用地2.3ヘクタールを加え、計287.6ヘクタールを289.9ヘクタールに改めるものであります。次に、第3条の施設の種類及び内容を表中に、既に処分している施設並びに施設の種類をまとめるとともに、紫雲古津の施設6棟を加えるものであります。平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例の附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年1月31日から適用するものとしております。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第7号、平取町営牧野管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号、町道の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道

それでは、議案第8号、町道の認定についてご説明申し上げたいと思います

課長

で、議案書43ページをご覧いただきたいと思います。次の路線を町道に認定するものとしまして、路線番号191号、荷菜三塚鹿糠線、路線番号192号、小平滝沢北島線の2路線でございます。見取図でご説明申し上げたいと思いますので、44ページをご覧いただきたいと思います。1件目の荷菜三塚鹿糠線でございますけれども、起点が荷菜37番地27、終点が荷菜36番地6で、総延長は530メートル、実延長520メートル、重用区間が10メートルでございます。幅員につきましては4.0メートルであります。この路線につきましては、荷菜鹿糠分譲1号線から分岐をし、荷菜牧場線を結ぶ路線となっておりますが、近年、住宅等が7軒建ちまして、生活道路としての利用が多いことから認定を行うものであります。用地につきましては寄附を受ける予定となってございます。続きまして45ページをご覧いただきたいと思います。2件目の小平滝沢北島線でございますが、起点は小平13番地の13、終点が小平13番地21でございまして、総延長は243メートルでございます。実延長237メートルで、重用区間が6メートル、幅員が4.0メートルでございます。こちらの路線につきましては、民宿から滝沢さんの家のところまで結ぶ町道となりますけれども、こちらの途中にアパートが建設されまして、こちらが建ったことによりまして小平の自治会より要望を受け、このたび認定しようとするものでございます。用地につきましては、寄附を受けるということで地権者との話を済ましてございます。以上、町道の認定につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第8号、町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第9号、町道の変更認定についてご説明申し上げたいと思いますので、議案書46ページをご覧いただきたいと思います。こちら143号荷菜高橋分譲線でございますけれども、令和3年3月の定例会において、町道に認定いたしましたけれども、こちらを変更認定したいということでございます。47ページの見取図をご覧いただきたいと思います。起点、道道平取厚真線を起点としまして荷菜56番地2、現終点につきましては56番地23というこ

とでございましたけれども、新規終点を56番地1といたしまして、総延長140メートルから316メートルへ、176メートル増。重用延長8メートルを16メートル、実延長132メートルを300メートル、168メートル増に変更しようとするものであります。今年度、認定しました下段にアパートが建設されることから、認定の延長を変更しまして、認定しようとさせていただこうというものです。新終点につきましては、道道平取厚真線となっております。用地につきましては、寄附を受ける予定となっておりますことを申し添えます。以上、町道の認定変更についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めますそれでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第9号、町道の変更認定については、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号、令和3年度平取町一般会計補正予算第13号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第10号、令和3年度平取町一般会計補正予算第13号につきましてご説明いたしますので、48ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算第13号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出の予算から、それぞれ2852万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6963万2000円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。第2条の繰越し明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用できる経費は、第2表繰越し明許費によるとするものです。また、第3条の地方債の変更は、第3表地方債補正によることとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、62ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、2910万円を減額するものです。今回の補正については、令和3年度中において、社会人枠などの採用のほか、自己都合による退職、採用予定者の辞退及び育児休業の取得などにより、報酬から負担金補助及び交付金までの人件費相当の予算に不用額が発生する見込みのため、減額するものであります。1節報酬については、再任用職員から会計年度任用職員のパートタイムへの雇用形態

の変更による増額であります。2節給料は、社会人枠による新規中途採用者5名のほか、正職員から会計年度任用職員フルタイムまでの自己都合による退職者が5名、採用予定辞退者が4名、育児休業取得者が3名などによる減額であります。3節職員手当については、扶養手当や期末勤勉手当など、只今ご説明いたしました事由による相当額を減額するものであります。4節共済費と18節負担金補助及び交付金についても同様の理由により、共済組合や退職手当組合など、それぞれの負担割合に基づく減額であります。なお財源につきましては、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで全額、前年度繰越金に戻すなどの財源調整を行うものであります。

63ページをお開き願います。2款1項3目財産管理費12節委託料、55万円の増額です。これは、公有財産の有効活用を図るため、岩知志小学校の閉校に伴い、教員住宅から職員住宅に所管替えした建物を土地付で売却するものであります。その住宅用地面積を確定させるための測量費を増額するものであります。その測量費の2分の1を購入者が負担するものであります。なお財源については、売却費の不動産売払収入を充当することとし、残りの売却費につきましては、財産管理費内の一般財源を充当した事業に振り替えるものであります。

続いて下段、2款1項9目企画費、2212万8000円を減額するものです。12節委託料、2126万6000円の減額。13節使用料及び賃借料、53万円の減額です。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、幌尻登山を中止したことに伴い、幌尻糠平林道シャトルバスの運行業務とその徴収手数料をそれぞれ減額するものであります。あわせて、シャトルバスの待合場やトイレなどの借上料についても減額するものであります。なお財源については、過疎対策事業債とシャトルバス利用料の雑入をそれぞれ減額し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。また、当初予算において、温室効果ガスの削減と観光客の誘客促進を図るため、ふれあいセンターのソーラー発電を活用し、公用車としての電気自動車を週末にはカーシェアリングとして利用する計画を策定する予定でおりましたが、環境省の補助内容の乖離があり、当該計画の申請を見送ったことから、全額減額するものであります。なお財源につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の雑入を減額するものです。次に、18節負担金補助及び交付金、33万2000円の減額です。起業家支援事業補助金については、当初予算のほかに、6月補正と11月補正でそれぞれ予算を増額しておりましたが、このたび、引っ越し作業などの軽自動車運送業の開業に伴い、起業化支援事業の申請があったことから、11月補正での執行残を活用し、今回その不足額の86万8000円を増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。次に、まちなみ景観形成補助事業については、当初予算において、二風谷地区再整備事業として、壁や屋根などの改修費用5件分を計上しておりましたが、当該事業の申請が3件で確定したため、執行残を減額するものであります。なお財源につきましては、社会資本整備総合交付金を減額し、また、前年度繰越

金に戻すなどの財源調整を行うものであります。64ページをお開き願います。上段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料、176万円の増額です。これはマイナンバーカードの利便性向上と行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を同時に行うことを可能にするため、住民基本台帳システムの改修費を増額するものであり、財源につきましては、全額社会保障税番号制度システム整備費補助金を充当するものであります。本事業については、令和3年度末までに事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費として予算措置するものであります。続いて下段、3款1項2目老人福祉費12節委託料、12万5000円の増額です。これは貫気別老人福祉寮、寮母の病気休暇により、高齢者事業団による代替業務が増加したため増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。65ページをお開き願います。上段、3款1項9目ふれあいセンター管理費10節需用費、183万円の増額です。これは燃料単価の高騰と夏の猛暑による電気使用料と単価の改正に伴い、燃料費及び光熱水費の予算が不足する見込みのため増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、3款2項1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金、66万2000円の増額です。これは、教育・保育の現場で働く方の処遇を改善する観点から、町内4か所の認可保育所に対し、令和4年2月から3月分までの賃上げ相当額を補助するため増額するものであります。なお財源につきましては、全額、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金を充当するものです。

66ページをお開き願います。4款1項2目予防費、1619万円を減額するものです。これは、2回目までの新型コロナワクチン接種に係る人件費及びその他のワクチン、並びに令和2年度における補助金と社会福祉施設等の職員などのPCR検査に係る事業費の精算と、3回目の新型コロナワクチン接種の前倒しによるワクチン接種費用などを増額するものであります。2節給料から8節旅費については、2回目までの新型コロナワクチン接種に係る人件費相当の精算による減額であり、また、11節については、3回目の前倒しによるワクチン接種券の郵送料や新聞への折り込み手数料による増額であります。なお財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を減額するものです。12節委託料については、3回目の前倒しによるワクチン接種費用として206万2000円を増額し、2回目までのワクチン接種に係る送迎バス代など91万5000円を減額するものであります。3回目のワクチン接種費用の財源については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を増額し、また送迎バスにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を減額するものであります。またインフルエンザワクチンの供給量不足により、150回分の46万5000円を減額し、また日本脳炎ワクチンについても国の供給調整などにより、100回分の81万5000円を減額して、総額13万3000円を減額するものであります。なおインフル

エンザと日本脳炎のワクチンに係る財源につきましては、前年度繰越金に戻すなどの財源調整を行うものであります。18節負担金補助及び交付金については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、町内の社会福祉施設の職員や利用者などが実施したPCR検査費用を助成する事業でありますが、2回目のワクチン接種を前倒ししたことにより、検査件数が減少したため減額するものであります。なお財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額するものです。次に、新たに節を設け、22節償還金利子及び割引料については、これは令和2年度新型コロナワクチン接種体制確保事業の事業費が確定したことによる補助金の返還金であります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。67ページをお開き願います。4款1項4目環境衛生費、1054万1000円を増額するものです。7節報償費、673万6000円の増額、11節役務費、380万5000円の増額です。7節報償費については、有害鳥獣シカについては、12月補正において、補助率の引上げと捕獲頭数の増等などを補正しておりましたが、1月以降の豪雪による影響と考えられるシカの出没頭数が増加し、捕獲頭数も激増していることから、平取町鳥獣被害防止計画の捕獲頭数を2754頭から3430頭に変更し、さらなるシカの捕獲を増頭するため増額するものであります。11節役務費についても、シカの捕獲増等に伴う処理施設手数料として299万1000円を増額するものであります。なお財源については、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金と地域づくり総合交付金を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。また、同じく11節の役務費については、電気事業法に基づきPCBの点検を実施した結果、旧二風谷温泉施設において、高濃度のPCBを含有したコンデンサーがあることが判明したため、その処分料49万4000円と運搬費32万円をそれぞれ増額するものであります。財源については、前年度繰越金を充当するものであります、高濃度PCB処分については、令和4年3月31日で受付期間が終了することから、北海道PCB処理事業所と締結した後、速やかに当該廃棄物を搬入し、その廃棄物の処分については4月以降となることから、処分料のみを繰越明許費として予算措置するものであります。続いて下段、4款1項6目診療所費10節需用費、55万2000円の増額です。これは、平取歯科診療室のクッションフロアが破損していることから、床の張り替え修繕を行うものであり、あわせて休憩室とトイレの暖房機器が故障し、温度が上がらない状況であるため、ファンコンベクターなどの暖房機器を更新するものであります。また地下配管の凍結に伴い、技工整形用のコンプレッサーにも不具合が生じていることから、グラスウールなどで保温し、医療機器の改善を図るため、増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。68ページをお開き願います。上段、5款1項2目農業振興費18節負担金補助及び交付金、1720万7000円を増額するものです。一つは、町内の農業生産及び農業所得の向上を目的として機械共同利用組合を組織し、需要が強く求めら

れている加工用馬鈴薯の生産拡大に取り組むため、国の産地生産基盤パワーアップ事業を活用して、ポテトプランターやポテトハーベスターなどの省力化した農業機械を導入するものとして、当該事業計画を申請したところ、事業計画どおり承認されたことから増額するものであります。なお財源については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金を充当し、補助ウラにつきましては、平取加工用馬鈴薯機械共同利用組合が負担するものです。二つ目は、道営事業の農地整備事業においては、令和2年度末に水道管の断水事故が発生したため、荷菜ケナシ排水路工事の工法を一部変更し、令和3年度に繰越したものであります。この度、当該事業費の負担金が確定したことから、増額するものであります。なお財源につきましては、過疎対策事業債を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、5款2項2目林業振興費、10万円を増額するものです。これは、当初予算において、森林環境譲与税へ充当したウッドピリカ事業、公共施設木質化事業及び森林環境譲与税活用事業などの執行残を精算し、その財源を当該基金に積み立てるものであります。10節需用費については、1歳児に木製の記念品を贈呈するウッドピリカ事業であり、この度、当該事業費が確定したことから、その執行残を減額するものであります。14節工事請負費については、公共施設木質化事業として、公共施設の階段や手すりなどを木質化する計画でありましたが、ウッドショックなどの影響により、地域産材の入手が困難となつたため、全額減額するものであります。17節備品購入費については、10節事業費同様、木育広場事業用として、木製の遊具などを購入するウッドピリカ事業であります。この度、当該事業が確定したことから、その執行残を減額するものであります。24節積立金については、只今ご説明いたしました各事業の執行残について、全額平取町森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。69ページをお開き願います。

議長

ここで一旦休憩いたします。再開は11時10分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

(休憩 午前11時00分)
(再開 午前11時10分)

議長

それでは、揃いましたので再開いたします。69ページから。総務課長。

総務課長

続きまして、69ページをお開き願います。上段、6款2項1目観光振興費1

8 節負担金補助及び交付金、505万円の減額です。これは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、すずらん鑑賞会やPKグランプリなどの各種イベントの中止や事業の縮小がされたことから減額するものであります。なお財源については、全額前年度繰越金に戻すなどの財源調整を行うものであります。続いて下段、7款2項1目道路維持費、877万4000円を増額するものです。12節委託料、198万9000円の増額、13節使用料及び賃借料、678万5000円の増額です。これは、令和4年1月12日から17日にかけて、過去10か年平均に比べ2.2倍もの降雪があったことから、除排雪作業の予算が不足する見込みのため、除雪費用として198万9000円を、また、除雪費用として678万5000円をそれぞれ増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。70ページをお開き願います。上段、8款1項1目消防費ですが、これは平取消防署の救急資器材として購入予定のパルスオキシメーター2台、人工蘇生機2台及び消防庁舎の通信室と所長室のエアコン設置については、一般財源を充当しておりましたが、コロナ交付金の追加配分に伴い、その財源を全額一般財源からコロナ交付金に振り替えるものであります。続いて下段、9款2項2目教育振興費10節需用費、111万7000円の増額です。これは全国でオミクロン株による感染拡大が続く中、学級閉鎖や出席停止などの措置がとられた場合、速やかに対面授業からオンライン授業に移行させる必要があることから、タブレットの専用充電器188台を購入するため増額するものであります。なお財源については、学校保健特別対策事業費補助金を充当し、なお不足する財源につきましては、コロナ交付金を充当するものでありますが、本事業については、機器等の欠品により、令和3年度末までに事業が完了する見込みがないことから、繰越明許費として予算措置するものであります。71ページをお開き願います。9款3項2目教育振興費10節需用費、72万5000円の増額です。これも小学校費同様、タブレット専用充電器122台を購入するものであり、財源についても同様でございます。また、本事業についても小学校費同様、繰越明許費として予算措置するものであります。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、55ページをお開き願います。上段、2款3項1目森林環境譲与税1節森林環境譲与税、10万円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、森林環境譲与税の増額を見込んだものであります。続いて下段、15款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、206万2000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、3回目のワクチン接種の前倒し分でありますて、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン負担金を見込んだものです。56ページをお開き願います。上段、15款2項1目総務費国庫補助金、1058万2000円を減額するものです。1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1194万2000円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、消防の救急資機材や

タブレット端末の専用充電器の購入に係る財源については、事業費の10分の10が交付されるコロナ交付金を見込んだものであり、また、社会福祉施設等の職員などに実施したPCR検査が終了したことにより、当該事業費を精算したことから、その財源についても、コロナ交付金を減額するものであります。同じく2節企画費補助金社会資本整備総合交付金、40万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、まちなみ景観形成事業に係る事業費が確定し精算したことから、その財源の社会資本整備総合交付金も減額するものであります。次に、新たに節を設け、4節戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金、176万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、住民基本台帳システムの改修費でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付されるシステム整備費補助金を見込んだものです。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金、66万2000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、保育士等の賃金改善でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される臨時特別交付金を見込んだものです。57ページをお開き願います。上段、15款2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、333万1000円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、2回目までの新型コロナワクチン接種に係る人件費相当を精算したことから、その財源の新型コロナワクチン補助金も減額するものであります。続いて下段、15款2項5目教育費国庫補助金、92万1000円を増額するものです。2節小学校費補助金学校保健特別対策事業費補助金、55万8000円の増額と、新たに節を設け、4節中学校費補助金、同じく学校保健特別対策事業費補助金、36万3000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、オンライン授業に対応するため、持ち帰り用のタブレット端末の専用充電器でありまして、その財源を事業費の2分の1が交付される学校保健特別対策事業費補助金を見込んだものです。58ページをお開き願います。上段、16款2項3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金、608万4000円の増額、地域づくり総合交付金、185万9000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、増え続けるエゾシカに対応するため、エゾシカの捕獲頭数を増やすものであり、捕獲費用に係る財源については、事業費の10分の10が交付される鳥獣被害防止補助金を見込み、また、処理施設への運搬費と手数料の財源につきましては、事業費の2分の1が交付される地域づくり総合交付金を見込んだものです。続いて下段、16款2項4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金地生産基盤パワーアップ事業補助金、1388万2000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、農業生産の向上などを目的として、省力化した農業機械を導入するものでありまして、その財源を事業費の2分の1が交付されるパワーアップ事業補助金を見込んだものです。59ページをお開き願います。上段、17款2項1目不動産売払収入1節不動産売払収入、127

万3000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、職員住宅の測量などの費用をその売却費に求めたものであります。続いて下段、20款1項1目繰越金1節繰越金、2215万5000円の減額です。今回の補正財源は、国や道の補助金、その他特定財源などを充当するものでありますが、事業費の精算による一般財源の減額や一般財源からコロナ交付金に振り替える事業などもあることから、一般財源が不要になるため、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。60ページをお開き願います。上段、21款4項1目雑入2節雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、1000万円の減額、幌尻糠平林道シャトルバス利用料600万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、電気自動車急速充電設備整備計画の見送りや幌尻登山の中止に伴うシャトルバスの運行中止により、その財源の雑入も減額するものであります。続いて下段、22款1項1目総務債1節総務債、幌尻糠平林道シャトルバス運行事業、660万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、幌尻登山の中止に伴い、シャトルバスの運行を取りやめたことから、その財源の過疎対策事業債を減額するものであります。61ページをお開き願います。22款1項4目農林水産業債1節農業債、330万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、道営事業における農地整備事業の事業費負担金が確定したことから、その財源である過疎対策事業債を増額するものです。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、51ページをお開き願います。一つは、2款3項住民基本台帳システム改修事業、176万円。二つ目は、4款1項高濃度P C B含有機器処理事業、49万4000円。三つ目は、9款2項学校保健特別対策事業111万7000円。四つ目は、9款3項同じく学校保健特別対策事業、72万5000円については、令和3年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和4年度に繰り越そうとするものです。次に、52ページの第3表地方債補正をお開き願います。第3表地方債補正是、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明記したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つは幌尻糠平林道シャトルバス運行事業で、補正前の限度額660万円を全額減額し、二つ目は農地整備事業で、限度額を370万円から700万円に増額することとし、限度額総額を7億3490万円とするものです。次に、72ページをお開き願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和元年度末の現在高、前年度の令和2年度末の現在高見込額及び当該年度令和3年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第10号、令和3年度平取町一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	只今、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番金谷議員。
5番 金谷議員	歳出の総務費管理費、9目企画費の委託料の中の電気自動車設備の減額でございますけれども、これにつきましては、総合計画においては、令和2年度に実施計画でもありましたし、今年度もこんな状態で見送られるということについて、先ほどの説明によりますと、補助金の乖離があったということの見送りというふうな説明でございますけれども、これについては、できるだけ整備を早急にしていただきたいと私は思いますし、その辺の補助金の乖離がどのぐらいあったのか、その辺についての説明を伺いたいと思います。
議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	只今のご質問にお答えしたいと思います。こちらの事業につきましては、電気自動車を環境省の事業で再生可能エネルギーを由来として、充電できるような形で公用車を電気自動車に振り替えるということを目指す中で、その計画を作るということで、2年以内にその計画どおりに実施をすれば、この1000万円の契約費の10割をいただけるという内容になっていたので、この事業に乗って、そういったことで進められないかということで検討してきたところですが、実際に、制度の募集前に環境省とヒアリングを行ったところ、こちらが見込んでいた普段公用車で電気自動車を使って、週末だけカーシェアリングするというプランだと、今年度はカーシェアリングの方に重きを置きたいというふうに言われまして、カーシェアリングが、例えばウイークデーズっと使っていて、週末とか空いてるときに公用車として使うのであれば事業に乗れるという説明になってきたので、ちょっとこちらの予定してた事業のイメージと違うものにかなりなってしまったということで、今年度の計画の策定を見送っております。同様の予算をまた計上させていただきながら、今のコロナ交付金の方で、こちらの事業実施するような方向で、検討を進めているところです。以上です。
議長	5番金谷議員。
5番 金谷議員	各町村で急速充電の整備がかなりされておりまして、近隣町村においては平取町が現在行われていないということで、私の捉え方につきましては、あくまでも公用車でなく、一般的な方のCO ₂ の削減、それからこの平取町に通って、急速充電については30分なのですけれども、その間平取町のあれを見ていただきたいというような、いろんな相乗効果もあるのではないかなどというふうな私の考えはしておりますので、その辺についてもできるだけ早めに実施をしていただきたいですし、今の電気自動車の国からの補助金もかなり出ておりますし、各自治体からも補助金を出しているような現状でありますので、それにつ

いても、できるだけ早く実施をしていただければありがたいなと思いますので、それについてもう一度答弁をお願いします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。この事業を予定していた事業に乗ることができれば、附帯施設として今おっしゃっていた、いわゆる普通の高速道路にあるような急速充電器を附帯施設として整備する分についても、ある程度の財源は見込めるということだったので、この事業で同時並行的に進めることができればというふうに考えていたのですけれども、ちょっとそれが出来なくなったということです。今、管内でこの急速充電器がない空白地がえりもと、あと平取だけということなので、急速充電器の設置については考えていかなければならないなというふうに考えてるところなのですけれども、例えば今年であれば道の駅の場所の検討というのを行っていて、道の駅をもし造るとなった場合は、その道の駅内に造る必要があることと、その部分で一番財源を得られるというところもありましたので、その辺も含めて今年度いっぱい、ちょっと検討はしてきているところなのですけれども、まだ場所ですとか財源については未確定ということで、できれば関連する電気自動車の予算を計上しておりますので、来年度中に検討して急速充電器の設置についても、早期に実現できればということで担当課では考えております。以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。なければ。5番金谷議員。

5番 金谷議員 65ページの民生費の児童福祉費の総務費なのですが、総務課長の説明で4か所が対象になるというふうなこともわかりました。それで、これ放課後児童保育については対象になるのかならないのか、その辺について。また別な補助事業になるのか、その辺どうなのでしょうか、ちょっと教えていただきたいのですが。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。放課後子ども教室のみに従事している職員に関しては対象外となりまして、放課後児童クラブのほうは支給、振内の方の放課後児童クラブのほうは支給対象となります。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。7番四戸議員。

7番 四戸議員 66ページの衛生費の中で、18節の負担金補助金及び交付金の中の新型コロナウイルス感染に関するPCRの検査等について、もう一度確認したいと思い

ますが、まず最初に、町として今予算がないから、ちょっと金額わからないのですけれども、初めにどのぐらいのPCRの検査の予算を立てて、これ1482万残ったのか。この辺についてちょっと説明していただきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今のご質問にお答えいたします。当初、昨年の2月の補正で、2900万余りの補正をいたしております。それが2529回分。その後に5月の補正をいたしておりまして、1400万程度、1240回分の補正をしておりまして、合計で4350万程度、3769回分のPCR検査の補正をいたしております。それで、先ほど総務課長のほうから説明があったように、PCR検査等コロナの予防接種を2回実施したあとは補助対象外といったしましたので、その部分でコロナ予防接種が前倒しで終わったことに伴いまして、その分が減額になったということで、1400万程度ですか、その分が金額が少なくなったということあります。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

先ほど総務課長の説明では、ワクチンの前倒しが早くなつたからというような説明だったと思いますけれども、何故私このようなこと聞くかというと、福祉会などにおいては当然、お年寄り、介護度3以上の方も入所しております。デイサービスもあります。職員の方が100人以上いらっしゃると思うのですけれども、その職員の大体3割近くが外から入ってきてているのです。それぞれ私が副町長か担当課長に話聞いたときに、まだそのワクチン打つ前ですけれども、要するにPCRの検査出来ないのかと。結局道内においてもやはりそういう施設でかなりのクラスターも起きていましたから、ぜひそういう、高齢者に限つては死亡にも至るということが数多くありましたし、そういう点で聞いたときに、いや、うちではもう予算がないような言い方したと思うのですよね。だから、今ここで1400万もPCRの予算が余っているというのが、この辺の担当課としてのPRの仕方もおかしかったのではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長

保健福祉
課長

お答えいたします。この要綱自体が延長して7月末で切れているものですから、それ以降については対象外としているところあります。

議長

ほかに質疑ありませんか。4番井澤議員。

4番
井澤議員

67ページの環境衛生費の11番、上段役務費のところで、手数料のところでP C Bに関して旧温泉でのコンデンサーに該当するものがあって、それが繰越明許費となっていますが、これに関しては、どこでどう出てきたかについて、ちょっと詳しい説明はなかったかと思いますが、町内の公共施設等について、このようなことは、もう案件はもう調べ尽くしてもう発生することはないのでしょうか。あと、また民間、民家においてこのようなP C Bに関連するものについては、どこが町内では責任を持って確認作業しているのかについてお伺いしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長

只今のご質問にお答えいたします。P C Bというポリ塩化ビフェニールという物質が含んだ機器につきましては、平成29年度から調査を開始しております。それには、電気の安定器、変圧器、コンデンサーなど調べる対象はいくつかございますけれども、その中で今回、いくつか重点的に調べたいところもございました。特に町が現在使っていない施設についてということで、今回調べて高濃度P C Bが含まれているというのがわかったのが、旧二風谷温泉の施設でございます。そちらについては、再調査の結果わかったということで、この時期の補正になってしましましたが、3月末までに処理事業所と委託契約すれば処理ができるということになっております。処理自体は4月になりますので、繰越明許ということにさせていただいております。一定程度私どもでは、町内公共施設については、調査がおおむね終了しているということですが、例えば、比較的新しい施設においても、古い機器を廃止した施設から流用したとか、もしそういうことがあると調査ではなかなかわかり得ないところなので、今後、絶対発生しないのかと言われると、明言出来ないところもございますけれども、調査の段階では今のところ高濃度P C Bについては、これでこれ以上はないということが言えるかと思います。また低濃度P C Bの関係については、これからもコンデンサーという電気の蓄電器に当たる部分については、実際は油を引き抜いて中を調べる必要があるという部分もございます。そういうところで、実際引き抜いてみて低濃度P C Bがある可能性については、まだ否定しきれていないと。ただ、処理期限については令和8年度となっておりますので、まだ少し時間があるということになります。民間施設につきましては、調査のしようがないといいますか、管轄する経済産業省や北海道などが、その調査を行っているかと思いますので、そちらの方で把握しているのかなと思います。その結果そのものは、町には報告はないので、町のほうでは把握していないという状況でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。
(質疑なしの声)

質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第10号、令和3年度平取町一般会計補正予算第13号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号、令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第11号、令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明させていただきます。75ページをお開き願います。本補正予算の補正理由について申し上げますが、歳入保険料の決算見込みにおいて、当初予算よりも多く収納となる見込みとなったことに伴いまして、歳出の後期高齢医療広域連合への保険料負担金の増額補正が必要となったことによります。第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ315万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9105万1000円としようとするものです。79ページをお開きください。歳出の事項別明細書からご説明申し上げます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金において予算計上しております。後期高齢者医療保険料負担金ですが、これは令和3年度で収納する保険料を全額、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものとなります。令和3年度の決算見込みでは、保険料収納額が当初予算よりも315万1千円の増となる見込みでありますことから、保険料負担金についても同額を補正しようとするものです。続きまして、78ページの歳入についてですが、1款1項2目普通徴収保険料1節現年度分については、収納見込みにおいて増額となる315万1000円を追加補正しようとするものです。以上、議案第11号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第15、議案第11号、令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 議案第12号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたしますので、議案書80ページをお開きください。令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正ですが、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1463万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6726万8000円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、84ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和3年度の繰越金を精算し、介護給付費基金積立金へ積み立てるものでございます。4款1項1目介護給付費基金積立金24節積立金、1463万円を追加いたします。令和3年第10回町議会定例会、議案第5号の令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号の財源を、令和2年度の繰越金に求めていたものでありますが、今回、その残額を精算し、介護給付費基金積立金に積み立てるものであります。歳出は以上です。続きまして、歳入についてご説明いたします。83ページをご覧ください。8款1項1目繰越金1節繰越金、1463万円を追加いたします。令和2年度の繰越金を基金積立金の財源に充てるものでございます。以上、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。それでは次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(反対討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。したがって、日程第16、議案第12号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。
休憩いたします。
午後1時より再開となりますのでよろしくお願ひいたします。

(休憩 午前11時50分)
(再開 午後 1時00分)

議長 それでは再開いたします。
日程第18、議案第13号、令和4年度平取町一般会計予算。
日程第19、議案第14号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計予算。

日程第20、議案第15号、令和4年度平取町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第21、議案第16号、令和4年度平取町介護保険特別会計予算。
日程第22、議案第17号、令和4年度平取町簡易水道特別会計予算。
日程第23、議案第18号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算。
以上、議案6件を一括して議題といたします。それでは最初に、令和4年度一般会計予算について説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号、令和4年度平取町一般会計予算についてご説明いたしますので、1ページをお開き願います。令和4年度平取町一般会計予算は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億600万円と定めるものであります。第2項において、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものであります。第2条の債務負担行為については、地方自治法の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるとするものであります。第3条地方債については、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるとするものであります。第4条の一時借入金については、地方自治法の規定による一時借入金の最高額は15億円と定めるものです。次に7ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。一つは中小企業特別融資利子補給金ですが、その期間を令和11年度まで、限度額は306万円と定め、中小企業への新規貸付金を1000万円、利率は3.1%としております。二つ目は、中小企業経営改善融資利子補給金です。これは主に設備等の整備をするための資金で、その期間を令和10年度までの7年間、限度額は87万9000円と定め、また、その融資額を600万円、利率は3.3%としております。続きまして、8ページをお開き願います。第3表、地方債についてご説明いたします。これは、地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により、地方債を起こす場合は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならないとされております。令和4年度における起債の目的については、一番下の臨時財政対策債を除く、ここに表記した31の事業に充当する予定であります。起債の区分としては、214ページの地方債の現在高調書に示しておりますが、一般単独債は4550万円、公営住宅債は7530万円、過疎対策債は5億4430万円、臨時財政対策債が1億2700万円など、総額7億9210万円とするものであります。なお、令和4年度平取町一般会計予算における歳入歳出の内容につきましては、本日お配りしました説明資料をご覧願います。

以上、議案第13号、令和4年度平取町一般会計予算についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

町民課長

議案第14号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計予算についてご説明い

たします。国保 1 ページをご覧願います。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 7 億 6 0 3 0 万円とし、第 2 条において、一時借入金の最高額を 5 0 0 0 万円と定めようとするものです。第 3 条においては、同一款内の各項の間で流用できるものとして、第 1 号で保険給付費、第 2 号で国民健康保険事業費納付金について規定しております。なお、事項別明細書については、別途配付の説明書をご覧いただきたいと思います。以上、議案第 14 号のご説明とさせていただきます。

議案第 15 号、令和 4 年度平取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。後期 1 ページをご覧願います。第 1 条、歳入予算の総額はそれぞれ 9 4 2 0 万円と定めようとするものです。なお、事項別明細書については別途配付の説明書をご覧いただきたいと思います。以上簡単ですが、議案第 15 号のご説明とさせていただきます。

保健福祉
課長

議案第 16 号、令和 4 年度平取町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。介護保険 1 ページをお開きください。令和 4 年度平取町介護保険特別会計予算第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 2 9 3 0 万円に定めようとするものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしております。第 2 条は、一時借入金の最高額を 5 0 0 0 万円にしようとするものであります。第 3 条、歳入歳出予算の流用については、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合を、1 号で保険給付費の同一款内の各項の間の流用、2 号で地域支援事業費の同一款内の各項の間の流用と規定いたしております。なお、事項別明細書については、本日配付された資料をご覧いただきたいと思います。以上で、議案第 16 号、令和 4 年度平取町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

建設水道
課長

議案第 17 号、令和 4 年度平取町簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げますので、水道会計の 1 ページをご覧いただきたいと思います。第 1 条、歳入歳出予算でありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3 9 1 0 万円とするものであります。第 2 項において、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によることとしております。第 2 条において、地方自治法の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表の地方債によるものといたします。第 3 条において、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を 5 0 0 0 万円とするものであります。なお、2 ページ以降につきましては、別途お配りいたしました説明書に目を通していただきたいと思います。以上、簡単でありますけれども説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

病院事務
長

議案第18号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算について説明させていただきますので、病院会計の1ページをお開き願います。第1条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計の予算は次に定めるところによります。第2条、業務の予定量について、本院におきましては、病床数、一般病床で42床、年間患者数は入院1万950人、外来1万9440人を見込み、1日平均患者数は入院30人、外来80人を見込んでおります。振内診療所は、年間患者数は外来2000人、訪問診療960人を見込み、1日平均患者数は外来20人、訪問診療10人を見込んでおります。2の主要な建設改良事業ですが、医師住宅建設事業3950万円、診療部門別システム導入事業4000万円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとするものであります。収入、第1款の病院事業収益は、第1項、医業収益3億7215万9000円。第2項、医業外収益4億5412万8000円。第3項、特別利益3786万3000円。支出、第1款病院事業費用は、第1項、医業費用8億5285万6000円。第2項、医業外費用1019万4000円。第3項、特別損失10万円。第4項、予備費100万円とし、収入病院事業収益及び支出病院事業費用、それぞれ合計8億6415万円としております。次のページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものであります。収入、第1款資本的収入は、第1項、一般会計負担金1億3712万6000円。第2項、企業債7220万円。第3項国民健康保険特別会計負担金722万4000円。支出、第1款資本的支出は、第1項、企業債償還金1億3181万円。第2項、建設改良費8386万4000円。第3項、貸付金87万6000円とし、資本的収入及び支出を2億1655万円としております。第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとするものであります。医師住宅建設事業、診療部門別システム導入事業として、起債発行を予定し、それぞれ限度額を3220万円、4000万円とし、借り入れ条件等は記載のとおりでございます。第6条、一時借入金限度額は、限度額を5億円と定めるものであります。第7条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費として、職員給与費5億4041万3000円、交際費30万円としております。第8条棚卸資産の購入限度額ですが、限度額を7000万円と定めるものであります。次のページをお開き願います。令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画書の総括ですが、収益的収入及び支出につきましては、それぞれ8億6415万円。次のページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましては、それぞれ2億1655万円としております。予算書5ページ以降につきましては、本日お配りいたしました予算説明書でご確認願います。16ページから22ページは給与明細書、23ページは令和4年度キャッシュフロー計算書、24ページは令和4年度予定貸借対照表、25ページは令和3年度予定損益計算書となります。26ページは令和3年度予定貸借対照表で、25ページの予定損益計算書の数字に基づいたものとなりますので、ご確認い

ただければと思います。以上で、議案第18号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についての説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で、議案第13号から議案第18号までの令和4年度各会計予算の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。只今、提案がありました令和4年度平取町各会計予算については、議会運営基準111先例1により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第13号から日程第23、議案第18号までの令和4年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

お諮りいたします。只今、設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選挙につきましては、議長の指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については、議長が指名推薦することに決定しました。それでは指名いたします。予算審査特別委員会委員長には、9番高山議員。副委員長には、3番中川議員を指名します。以上のとおり指名推薦しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長には高山議員、副委員長には中川議員と決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しましたので、これをもって散会いたします。なお、本定例議会は、明日10日から14日までは休会として、15日に再開いたします。よろしくお願ひいたします。以上、お疲れ様でございました。

(閉会 午後2時44分)